証券コード　3350
2026年11月27日

株　主　各　位

（電子提供措置の開始日 2026年11月19日）
東京都港区六本木六丁目10番１号
株式会社メタプラネット
代表執行役CEO　サイモン・ゲロヴィッチ

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本臨時株主総会は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）としての開催となります。実際にご来場いただく会場はございませんので、インターネットを利用してご出席賜りますようお願い申しあげます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト：https://metaplanet.jp/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（3350）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日出席されない場合は、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に議決権を行使することが可能ですので、株主総会参考書類をご検討のうえ、３ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時

※ アクセス開始時刻は、午前９時30分を予定しております。

※ 通信障害等により、本臨時株主総会を上記日時に開催することができない場合、本臨時株主総会の冒頭における決議に基づき、議長の決定により2026年12月18日（金曜日）午後３時に延期する場合があります。

２．開 催 方 法　場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）

バーチャル出席の方法は後記又は同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

※ 完全オンラインにて開催するため会場はございません。

３．目 的 事 項

決 議 事 項

議　　案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

４．その他株主総会招集に関する事項

本臨時株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が、本臨時株主総会当日にバーチャル出席され、当日重複して議決権を行使された場合は、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使を無効といたします。なお、事前に議決権行使をされた株主様が、本臨時株主総会当日、バーチャル出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権を行使されず、当日ログインされたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合は、不行使として取り扱います。

通信障害等により、本臨時株主総会の議事に著しい支障が生じる場合に備え、議長が本臨時株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本臨時株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年12月18日（金曜日）午後３時より、本臨時株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合及び今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、速やかに当社ウェブサイトにて変更内容等をお知らせいたします。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。詳細につきましては、同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

以　上

◎ 議決権行使書用紙において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://metaplanet.jp/）及び東証ウェブサイト（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を**事前に**行使する方法**として**、以下の２つがございます。
なお、バーチャル出席して議決権を行使される場合は、インターネットにより「株主様専用ウェブサイト」（https://web.sharely.app/i5UT1）にアクセスしてください。詳しくは、同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時入力完了分まで



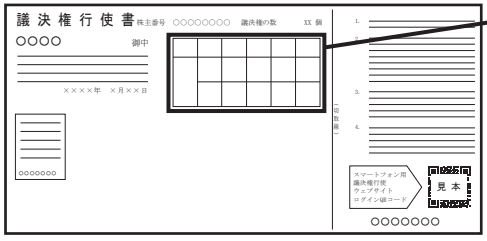
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年12月17日（木）
午後６時まで

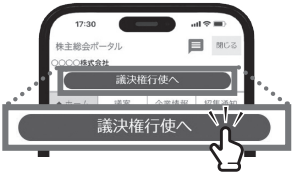
スマートフォン等による議決権行使方法

❶ 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



❸ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインＩＤ」及び「パスワード」をご入力ください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▸https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▸https://www.web54.net

ご注意事項

- ●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ●１・４・７・10月の第１月曜日０:00～５:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 ９時～21時）

【機関投資家の皆様へ】「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について
株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ADR保有者（MPJPY）の皆様へ
2026年９月30日（ADR基準日）時点でADR（米国預託証券、ティッカーシンボル：MPJPY）を保有されている方は、預託銀行であるDeutsche Bank Trust Company Americasに対し、ADRの裏付けとなる当社株式について、議決権をどのように行使するかを指図いただくことにより、議決権を行使することができます。ADR基準日時点で、銀行、証券会社または名義人を通じてADRを保有されている場合、ADR議決権行使指図書は、お取引の証券会社に送付され、当該証券会社を通じて保有者の皆様に転送される予定です。 議決権行使の指図については、お取引の証券会社にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

海外の証券会社等を通じて当社株式を保有されている皆様へ（ADR保有者を除く）
海外の証券会社その他の金融機関を通じて当社株式を保有されている皆様におかれましては、議決権行使の手続きおよび期限について、お取引の証券会社または金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、当社に対し直接議決権行使書または委任状をご提出いただいても、有効な議決権行使として取り扱うことはできませんので、ご了承ください。

「株主パスポート」のご案内

「株主パスポート」アプリからの行使

「株主パスポート」アプリ（※）をダウンロードのうえ、会員登録及び「株式会社メタプラネット」を保有銘柄登録していただくと、議決権行使書用紙に記載された「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」の読み取りをせずに「株主総会ポータル」へアクセスし、議決権を行使いただけます。

【会員登録・保有銘柄登録後の議決権行使手順】



❶ アプリ画面下部の「My銘柄」をタップし、「株式会社メタプラネット」を選択

❷ アプリ画面上部メニューの「イベント・アンケート」をタップ

❸ 「招集通知閲覧ウェブサイト（株主総会ポータル）」をタップし、画面の案内に従って議決権を行使

（※）「株主パスポート」アプリは、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が提供する当社と株主様をつなぐプラットフォームです。
詳細は、同封の三井住友信託銀行株式会社「株主パスポート」リーフレットをご確認ください。



議決権を行使いただいた株主様への特典のご案内

書面又はインターネットにより議決権を行使いただいた**株主様を対象**に、議案への賛否を問わず、特典をご用意しております。特典の内容及びご利用方法については、同封の「臨時株主総会のご案内」をご確認ください。

バーチャル出席のご案内

配信日時　2026年12月18日（金）午前10時～正午
（議長が延期又は続行の決定をした場合：
2026年12月18日（金）午後３時～）
～　30分前からアクセス可能です。　～

※　同封の「バーチャル出席のご案内」に詳細がございますので、ご参照ください。

■「バーチャルオンリー株主総会」の概要

本臨時株主総会におきましては、株主総会の会場（場所）は定めておらず、インターネットにより「株主様専用ウェブサイト」（https://web.sharely.app/i5UT1）にアクセスしていただき、株主番号と郵便番号による株主様のご本人確認を経て、「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席いただくことになります。

株主様におかれましては、以下にご案内する方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくとともに、議決権行使及びご質問等が可能です。

なお、システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャルオンリー株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（https://metaplanet.jp/）においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいますようお願い申しあげます。

■バーチャル出席に必要となる環境

事前の視聴環境テストをしていただく場合は下記のURLにアクセスをお願いいたします。
https://web.sharely.app/NNCEs
動作環境は下記のURLからご確認をお願いいたします。
https://sharely.app/faq/environment

●ご出席に必要な通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。バーチャル出席にあたっての通信料等は株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や株主様の通信環境等を原因として、株主様の出席に支障が生じた場合も当社におきましては何ら責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

■バーチャル出席の方法

ご出席 について	◇ライブ中継をご視聴いただきながら、ご質問、議決権行使等が可能です。 通常のライブ視聴とは異なり、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。 ❶株主様専用ウェブサイトへアクセスする（URL及びQRコードは下記参照） https://web.sharely.app/i5UT1 ❷株主番号と郵便番号を入力する ❸「出席」をクリック

動議について	◇ 動議を希望される場合は、株主総会の当日に議長が指定する時間内に、「動議ボタン」をクリックの上、動議の提出をお願いいたします。 ◇動議は、種類ごと１人１回のみ（300文字まで）とさせていただきます。 また、議長の議事整理により、決議事項の採決までの間にまとめて議場に諮らせていただく場合がございます。

バーチャル出席でのご質問方法



◇ 株主総会の当日に議長が指定する時間内に下記の手順でご質問ください。

❶「質問ボタン」をクリック
❷カテゴリを選択
❸ご質問を入力
❹内容をご確認の上、「送信する」をクリック

◇ 株主様からのご質問は、原則として本臨時株主総会における目的事項に関連する内容とさせていただきます。また、株主様からのご質問は、１人１問のみ、300文字までとさせていただきます。株主様から多数のご質問をお寄せいただいた場合は、本臨時株主総会における目的事項との関連性及び株主様のご関心が高いと認められる事項を優先して取り上げ回答させていただく可能性がございます。あらかじめご了承ください。なお、同様の内容を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を繰り返し送信したりするなど、円滑な議事の進行や安定的なシステムの運営に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当社から当該株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

バーチャル出席での議決権行使方法



❶「決議ボタン」をクリック
❷「賛成」、「反対」を選択
❸内容をご確認の上、「送信する」をクリック

なお、議決権の行使後も変更が可能ですのでご留意ください。

■通信障害対策についての方針

当社は、本臨時株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により、本臨時株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本臨時株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本臨時株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2026年12月18日（金曜日）午後３時より、本臨時株主総会の延会又は継続会を開催いたします。

上記の場合における本臨時株主総会の延会又は継続会の開催方法、その他緊急の事態や

事情変更への対応等、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、以下に記載の当社ウェブサイトにその内容を掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

＜当社ウェブサイト＞　https://metaplanet.jp/

■インターネットを使用することに支障のある株主様の利益確保の配慮についての方針

インターネットの使用に支障のある株主様は、書面（郵送）により事前に議決権をご行使くださいますよう、何卒、お願い申しあげます。

■注意事項

① バーチャル出席用のURL、又は株主番号及び郵便番号を第三者に共有すること、本臨時株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、固くお断りさせていただきます。

② 当社がやむを得ないと判断した場合、本臨時株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。また、本臨時株主総会におけるご承認を得て、議長の判断により延期又は続行を決定する可能性がございます。

③ 本臨時株主総会及びバーチャル出席システムの対応言語は日本語又は英語となっております。

④ ライブ配信において字幕を表示いたします。リアルタイム字幕のため、実際の音声よりも表示が遅れること及び表現の正確性・完全性を保証するものではないこと、あらかじめご了承ください。

■「バーチャルオンリー株主総会」のその他のご留意事項

同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

株主総会参考書類

議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

１．資本金及び資本準備金の額の減少の目的

本議案は、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることについてご承認をお願いするものであります。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、これにより発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。

本議案の目的は、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることにより分配可能額を拡充し、将来の種類株式に係る配当支払いや自己株式の取得等をより容易にすることで、当社の資本政策における財務の柔軟性を確保することにあります。

２．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2026年８月31日現在の資本金の額27,803,501,261円のうち27,803,501,260円を減少し、減少後の資本金の額を１円といたします。ただし、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行しており、又は今後発行する新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

2026年12月30日（水）（予定）

３．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2026年８月31日現在の資本準備金の額27,803,501,260円のうち27,803,501,260円を減少し、減少後の資本準備金の額を０円といたします。ただし、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行しており、又は今後

発行する新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2026年12月30日（水）（予定）

4．日程

取締役会決議日	：2026年９月11日（金）
債権者異議申述最終期日	：2026年12月16日（水）（予定）
臨時株主総会決議日	：2026年12月18日（金）（予定）
効力発生日	：2026年12月30日（水）（予定）

以　上